

吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアル



令和3年12月

大阪府吹田市

目次

1	はじめに	1
2	避難情報・判断伝達にあたって・概要	2
2.1	市と市民等と事業者等の役割	2
2.2	想定するケース	4
2.3	避難情報の種類	6
2.4	避難行動（安全確保行動）の考え方	7
2.5	避難情報の判断・伝達の流れ	14
2.6	台風の接近時から避難情報の解除までの流れと主な行動内容	16
2.7	災害情報の把握	19
2.8	警報・注意報発表基準（大阪管区気象台）	26
3	避難情報の発令単位	27
3.1	避難情報の発令単位	27
3.2	水害による避難情報の発令対象エリア	27
3.3	土砂災害による避難情報の発令対象エリア	27
4	避難情報の発令の判断基準	28
4.1	水害に関する避難情報の発令の判断基準	28
4.2	土砂災害に関する避難情報の発令の判断基準	32
5	避難情報の解除	33
5.1	水害に関する避難情報の解除の判断基準	33
5.2	土砂災害に関する避難情報の解除の判断基準	34
5.3	避難情報の解除にあたり留意すべき事項	34
6	避難を要する区域	35
6.1	警戒すべき箇所（水害）	35
6.2	水害により避難を要する区域	35
6.3	警戒すべき箇所（土砂災害）	39
6.4	土砂災害により避難を要する区域	40
(1)	避難を要する区域	40
(2)	孤立が予想される箇所	40

7 避難情報の伝達内容	49
(1) 水害時における伝達文の例	50
(2) 土砂災害時における伝達文の例	51
(3) 要配慮者利用施設向け伝達文の例	52
(4) 避難情報の解除伝達文の例	53
8 避難情報の空振り時の対応について	54

巻末資料

土砂災害防止法の指定区域（土砂災害警戒区域・特別警戒区域）	55
土砂災害避難計画 詳細図	58
浸水想定区域図	78
避難を要する要配慮者利用施設	88
津波・洪水避難ビル	101

1 はじめに

国は、過去に発生した水害や土砂災害等による災害教訓を踏まえ、平成 27 年 8 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を大幅に改定しました。

平成 28 年台風第 10 号による水害を踏まえ、平成 29 年 1 月に名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更しました。

平成 30 年 7 月豪雨による未曾有の豪雨災害の教訓とし避難対策の強化を検討するため、水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループでは、目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性が示されました。この報告を踏まえて平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定しました。

令和元年台風 19 号（令和元年東日本台風）では、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベル 4 の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられ、分かりにくいとの課題も顕在化しました。

このため、国は令和 3 年 5 月に災害対策基本法を改正し、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示については「**避難指示**」に一本化、警戒レベル 5 を「**緊急安全確保**」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されました。この法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め見直し、令和 3 年 5 月に「避難情報等に関するガイドライン」として改定しました。

「吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアル（以下「マニュアル」という。）」は国のガイドライン等の見直し等を踏まえて、河川のはん濫や土砂災害のように、多数の人的被害が発生するおそれのある災害に対して、吹田市が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を適切に発令するための具体的な発令基準や避難情報の市民等への伝達方法を定めるとともに、その内容を共有し、避難によって人命を守ることを最優先として**市民の生命・身体を守ることを目的**としています。

自然災害に直面した時に、市民一人一人が地域にはどのようなリスクがあるのかを知り、いかにして「難を避ける」ことができるのか考えることが重要です。吹田市は、マニュアルにより市民の主体的な避難行動の意思決定に働きかける正確な避難情報の発令判断を行い、適切なタイミングで伝達します。

また、マニュアルは現地点での技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用や新たな技術・知見を踏まえ、本市としてよりの確な避難情報の発令が可能となるよう、必要に応じて見直しを行っていきます。

2 避難情報・判断伝達にあたって・概要

2.1 市と市民等と事業者等の役割

■ 市の役割

- ☑ 市民、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には市民等の生命・身体を保護するため、市民等の主体的な避難行動を促すための情報を提供する
- ☑ 発令する避難情報がどのような基準に基づいているかについて市民等に周知し、情報共有を図る
- ☑ 災害が発生するおそれがある場合等に市民が適時的確な判断ができるよう、市民等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行う
- ☑ 避難情報は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであるため、市民等がいざという時に主体的な避難行動をとれるよう、定期的な訓練を通じて平時から周知徹底を図る

■ 市民等が持つべき避難に対する基本姿勢

- ☑ 市民等は既存の防災施設、行政主導のソフト対策に限界があることを認識するとともに、自然災害に対して行政に依存しすぎることなく「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとる
- ☑ 災害種別ごとに自宅等が「立退き避難」が必要な場所なのか、あるいは、「屋内安全確保」で命の危険を脅かされる可能性がないのかなどについて、あらかじめ確認・認識する
- ☑ 気象庁から気象注意報等が発表された場合、最新の気象情報の発表や吹田市からの避難情報の発令に留意し、積極的に情報収集を行う
- ☑ 市から避難情報が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる
- ☑ 災害発生の可能性が少しでもある場合、市民等の安全を考慮して避難情報を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となった場合、「幸運だった」という心構えを持つ
- ☑ 自主防災組織等の地域コミュニティが実施する防災訓練をはじめとする地域活動への積極的に参加し、災害時には地域や近隣が互いに協力し合うことで避難行動をとることができるようにしておく

■ 事業者等の責務

- ☑ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地し、かつ地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画等の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられていることを認識する
- ☑ 施設管理者等は警戒レベル3高齢者等避難等の早いタイミングから避難支援を行う
- ☑ 避難支援を円滑にできるよう警戒レベル2が発表された段階から、防災気象情報等をホームページ等で確認する
- ☑ 避難経路や避難経路の安全性の確認を平時より確認しておく
- ☑ 災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備しておく
- ☑ 施設管理者等は、市や居住者等の地域社会と連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をする
- ☑ 避難確保計画等の作成義務が課せられていなくてもアンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者に危険が及ばないように、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる

2.2 想定するケース

本マニュアルにおいては、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国等で指定され、河川管理者が水位の観測等を行っている洪水予報河川※1 や水位周知河川※2、小河川※3（正雀川・糸田川・上の川）のはん濫による水害と土砂災害とを対象として、避難情報の発令の判断基準を定める。

その他の小河川（三条川・新大正川・正雀川分水路）のはん濫や内水はん濫※4 による浸水については、降雨データのみで避難情報の発令の判断基準を定めることが困難であることから、本マニュアルの対象としていないが、水防活動や洪水警報の危険度分布、地域からの通報等により避難情報を発令する場合がある。

<発令の対象とする自然災害>

災害種別	主に想定する誘因	災害形態	避難を要する区域
水害	台風や前線による大雨	堤防の決壊や越水、溢水による 「洪水予報河川」※1 「水位周知河川」※2 「小河川」※3 のはん濫	洪水浸水想定区域図（国・大阪府） 及び大阪府洪水リスク表示図、 吹田市洪水ハザードマップに示す浸水想定区域
土砂災害	短時間豪雨 台風や前線による大雨	「急傾斜地の崩壊」	土砂災害警戒区域※5 土砂災害特別警戒区域※6 急傾斜地崩壊危険箇所 及びその周辺の区域

※1 洪水予報河川（淀川・神崎川・安威川）

水防法の規定により、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。

※2 水位周知河川（高川・山田川）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位をあらかじめ定めたはん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

※3 小河川（正雀川・糸田川・上の川・三条川・新大正川・正雀川分水路）

洪水予報河川、水位周知河川に該当しない全ての河川。

※4 内水はん濫

集中豪雨等により、側溝や下水道で処理しきれなくなった水が溢れ、建物や土地、道路等が浸水すること（河川の氾濫を「外水氾濫」という。）

※ 5 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため、住民に対する危険の周知など警戒避難体制の整備が必要な区域。

※ 6 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、土砂災害警戒区域において求められる対策に加え、特定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造に対する規制が行われる区域。

※ 図中の赤色の区域が「土砂災害特別警戒区域」、黄色の区域が「土砂災害警戒区域」



※ 急傾斜地の崩壊

雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く、死者が発生する可能性が高い。

※ 土石流

山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が、長雨や集中豪雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象。流れの速さは 20~40km/h に達し、一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させる。市では該当する区域はない。

※ 地すべり

斜面の土塊が、地下水などの影響により地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象。一般的に広範囲に及び移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼすおそれがある。市では該当する区域はない。

2.3 避難情報の種類

災害により人的被害が発生する危険性が高まった時に、市はその危険度に応じて、避難情報を発令し、市民等は発令された避難情報の種類に応じた適切な避難行動をとる必要がある。

災害の緊迫度	災害の緊迫度				
	高				極めて高い
避難情報	レベル1 警戒	レベル2 警戒	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
	が気象庁が発表	が気象庁が発表	市長が発令	市長が発令	市長が発令
発令時の状況	早期注意情報	気象状況悪化	災害のおそれあり	災害のおそれ高い	災害が発生・切迫（災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）
避難行動	高める	確認	危険な場所から高齢者等は避難 ※1※2	危険な場所から全員避難	命の危険 直ちに安全確保！
	災害への心構えを	自らの避難行動を	<ul style="list-style-type: none"> ●立退き避難が基本 ●屋内安全確保（市民等の自らの判断） 		<ul style="list-style-type: none"> ●緊急安全確保

※1 高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や災害時要援護者等が含まれることに留意する。

※2 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の市民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

2.4 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確するとともに、当該避難行動をとれるよう、準備・訓練等をしておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、**どの場所にどのような脅威があるのか**、あらかじめ認識しておくこと
- ② それぞれの脅威に対して、**どのような避難行動をとれば良いか**を認識しておくこと
- ③ **どのタイミング**で避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと

<避難所（指定緊急避難場所）と指定避難所の違い>

※避難所（指定緊急避難場所）

災害対策基本法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために至急避難（立退き避難）し、一時的に過ごす場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。市では、地震時の一時避難地、洪水時及び土砂災害時に指定する避難所がこれに該当する。

※指定避難所

災害対策基本法の規定により、地震や風水害時により住宅を失った場合において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。市では小学校を中心に135の公共施設を指定。

<避難行動について>

※立退き避難

自宅・施設等から避難所（指定緊急避難場所）や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難ともいう。

※屋内安全確保

屋内での待避等の安全確保のこと。自宅・施設等において斜面等の危険箇所の反対側かつ2階以上に避難すること。垂直避難ともいう。

※緊急安全確保

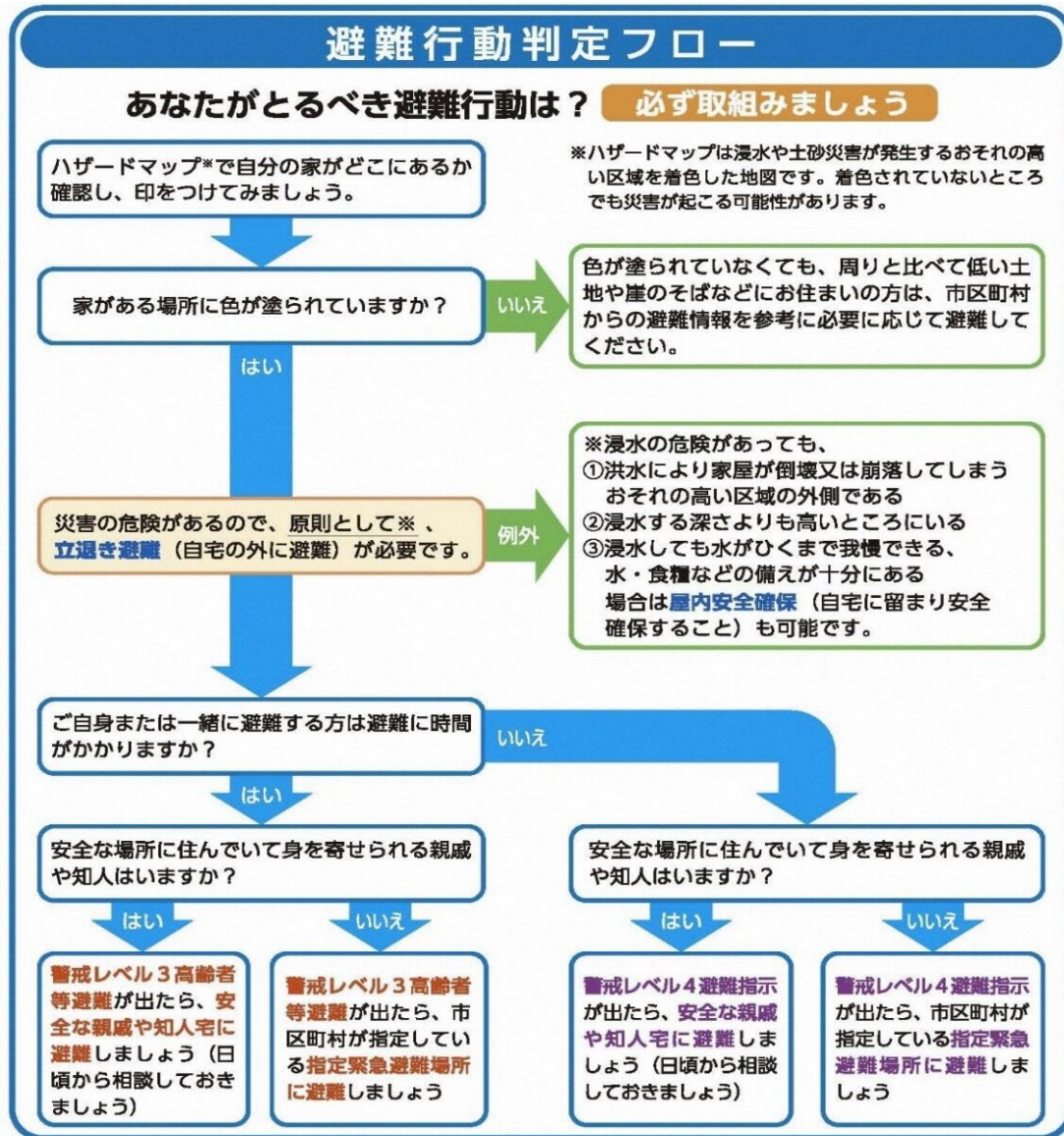
避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

※リードタイム

リードタイムとは、避難所（指定緊急避難場所）への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生するまでに避難所（指定緊急避難場所）への立退き避難を完全に完了することが期待できる。

＜避難行動フロー＞

市民等は、ハザードマップと合わせて下図の避難行動判定フローを確認することにより地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できる。



出典：避難情報に関するガイドライン

※避難行動判定フローは LINE 公式アカウント「内閣府防災」で確認することができる
 (LINEID:@bousai)

<立退き避難と屋内安全確保>

警戒レベル3		
警戒レベル4		
避難行動	立退き避難（最も望ましい）	※屋内安全確保
リードタイム	リードタイムを確保可能な時に取るべき避難行動	リードタイムを確保できる場合に（居住者自らの確認・判断で）とり得る避難行動
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所（指定緊急避難場所）への移動 ●近隣の安全な建物等への移動 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所 ・安全な自主避難先（知人宅・ホテル等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">立退き避難（高齢者等の避難）</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">避難所（指定緊急避難場所）への立退き避難</div>   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">安全な親戚・知人宅や学校等への立退き避難</div> 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅2階以上での待避 ●山と反対側の居室での待避 <ul style="list-style-type: none"> ・安全な上階へ移動 ・安全な上階層留まる <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">屋内安全確保@戸建て</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 2階なら安全！ みんな上階に移動しよう！ </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">屋内安全確保@集合住宅</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> ここなら安全！ </div> 

※屋内安全確保について

「屋内安全確保」を行うためには、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等に浸水するおそれがあるため、少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、市民等が自ら確認・判断する必要があります。

土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。



一屋内安全確保を選択できる3条件一

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)

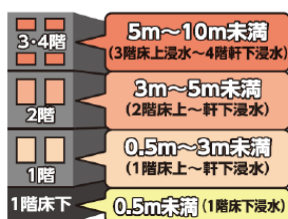


流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い






- ③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



出典：避難情報に関するガイドライン

＜緊急安全確保＞

警戒レベル5	
避難行動	緊急安全確保 ※本来は極めて危険で回避すべきもの
リードタイムの確保の有無	リードタイムを確保できないと考えられる場合にとらざるを得ない避難行動
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上階へ移動 ・ 上層階に留まる ・ 崖から離れた部屋に移動 ・ 近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">自宅の少しでも高い場所へ移動</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">崖から離れた部屋へ移動</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">近隣の少しでも高い建物へ移動</p>  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px; font-size: small;">出典：避難情報に関するガイドライン</p>

<居住者がとるべき行動⇒「命の危険 直ちに安全確保」>

警戒レベル5 緊急安全確保の発令時に居住者等がとる行動のイメージ

既にこの範囲・深さで浸水しているか、浸水し始める状況

<凡例>

-  : 戸建て平屋
-  : 戸建て2階建て
-  : 集合住宅
3階建て以上
-  : 親戚・知人宅
-  : 指定緊急
避難場所等



→ 安全に移動できないおそれ
(屋内の場合、移動したとしても身の安全を確保できるとは限らない)

出典：避難情報に関するガイドライン

2.5 避難情報の判断・伝達の流れ

警報等が発表された際には、市は以下のような活動体制を整え、避難情報を判断・伝達する。

(1) 活動体制

<警報等発表時における市の活動体制>

設定基準	気象情報	災害が発生 するおそれあり	市内で小・中規模 災害発生時	市内で大規模 災害発生時
活動体制	準備配備		1号又は2号配備	2号又は3号配備
会議の収集	危機管理監		市長	市長
本部体制	防災対策 会議	災害対策 準備室	災害警戒本部	災害対策本部

<防災気象情報の発表と災害時対応の時系列>

防災気象情報等	共通	水害	土砂災害			
	● 台風情報 ● 府県気象情報	● 早期注意情報 (警報級の可能性)	● 早期注意情報 (警報級の可能性)			
		● 水防団待機水位	● 大雨注意報			
		● 氾濫注意水位	● 大雨注意報 (警報切替の可能性)			
		● 避難判断水位	● 大雨警報(土砂災害) (警報切替の可能性)			
		● 氾濫危険水位	● 土砂災害警戒情報			
		● 氾濫開始相当水位	● 大雨特別警報(土砂災害)			
		● 氾濫発生情報				
本マニュアルで想定する主な災害時対応	水害	警戒レベル3 高齢者等避難の発令判断 (避難が必要な状況が夜間・早朝の場合)		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
		● パソコン画面表示	● 1時間毎に河川水位、雨量(実況、予測)、洪水警報の危険度分布等を確認	● 準備配備	● 1又は2号配備	● 2又は3号配備
土砂災害	土砂災害	警戒レベル3 高齢者等避難の発令判断 (避難が必要な状況が夜間・早朝の場合)		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
		● パソコン画面表示	● 1時間毎に雨量(現況、予測)、土砂災害の危険度分布等を確認	● 準備配備	● 1又は2号配備	● 2又は3号配備
				● 10分毎に河川水位、雨量(現況、予測)、洪水警報の危険度分布等を確認		

(2) 避難情報の発令にあたっての関係機関の助言

災害対策基本法の改正により、市長が避難情報の判断する際に、気象台や淀川河川事務所、府等に助言を求めることができることとなった。

これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

気象、河川、土壌がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や府であり、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。淀川を管理する国土交通省においては、ホットラインによる水位情報や現象の予測などの情報提供、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っており、避難情報の発令の判断材料となる情報を得ることができる。

このため、避難情報の発令を判断する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求めることも重要である。さらに、災害状況によっては関係機関へのリエゾン派遣要請を検討する必要がある。

また、これらの機関から市に対し能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的知見から尋常でない危機感を抱いているということであり、市にとっての重要な判断材料となりうることに留意する。

<協力・助言を求めることのできる対象機関（以下「専門機関」という。）>

洪水	一級河川指定区間外の区間	国土交通省の河川事務所等
	一級河川指定区間・二級河川	都道府県・土木事務所等
土砂災害		国土交通所の砂防所管事務所、 都道府県・土木事務所

2.6 台風の接近時から避難情報の解除までの流れと主な行動内容

(1) 発動基準

台風接近時には、風も含めて大きな被害が出るのが予想されるため、早期の準備が可能となる。強風域半径 50km 以上の大型から超大型で、中心付近の最大風速が 44m/ s 以上の強さが非常に強いから猛烈な台風が、その勢力を保持したまま近畿地方中部に上陸、接近するおそれがある場合などで、市が必要と判断した時に発動する。

(2) 動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網や様々な方法により、連絡・参集を行い、参集報告をする。また、必要に応じて人員の確保を行う。

(3) 配備体制

災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制を整備する。

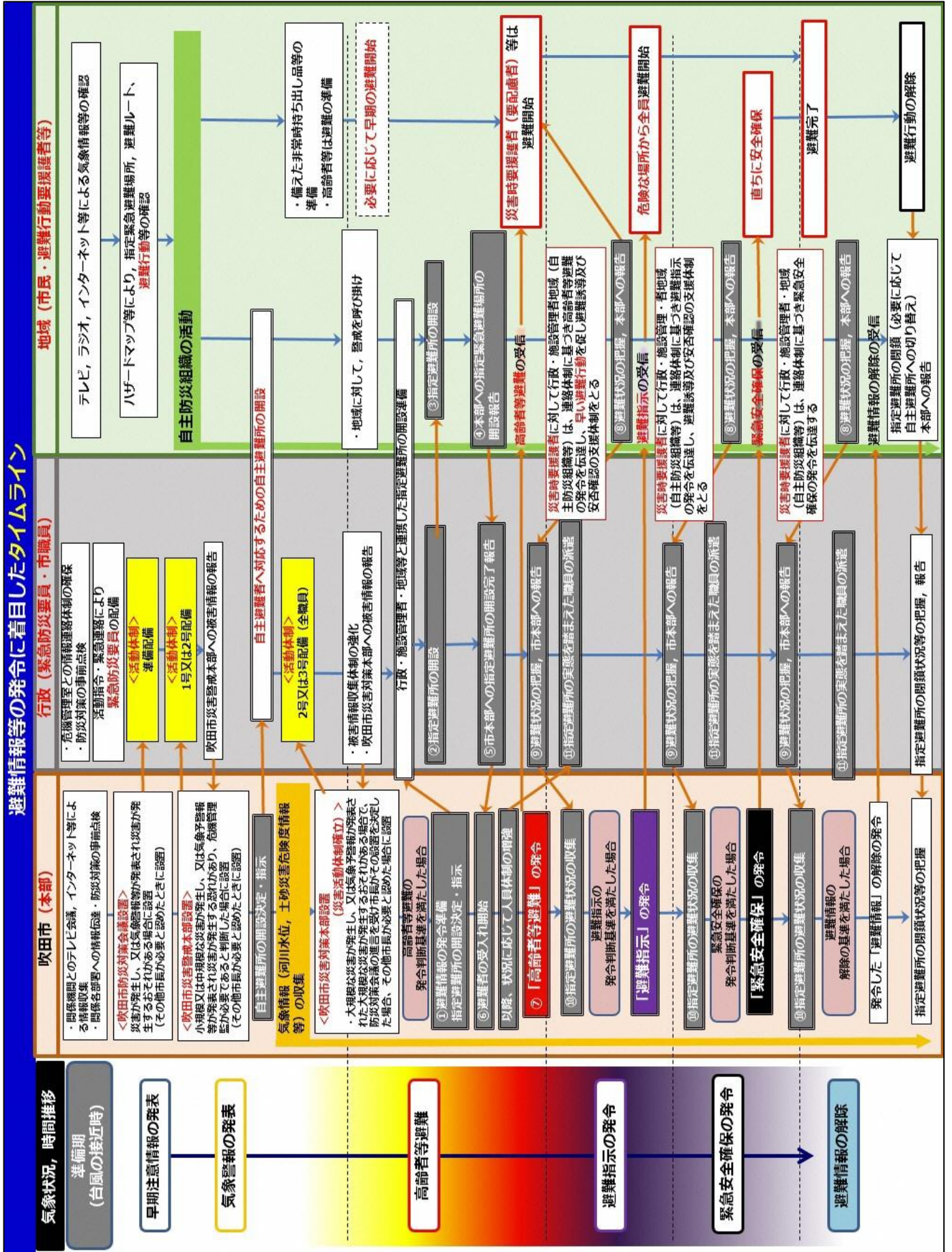
配備体制	配備時期	配備内容
緊急防災要員の配備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 統括部本部班より活動指令の緊急連絡を受けた場合 ➤ あらかじめ定められた参集拠点に参集 	勤務時間外に大雨や台風等による被害が発生した場合において、市域の概括的な被害・避難状況等の迅速な把握を実施するため、緊急防災要員（地域防災要員、校区防災要員）による初動体制を構成する。
準備配備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災対策会議の設置とともに参集 ➤ 配備人員は各部で指定 	気象予警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合において、関係する部（局）の職員を最小限に配置し、情報収集、資機材の点検等の活動を実施するための体制とする。
1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害警戒本部で参集が決定された場合 ➤ 災害対策本部の設置とともに参集決定 ➤ 配備人員は各部で指名 	小規模な災害が発生し、又は発生するおそれはあるが、時間、規模等の推測が困難な場合や時間的にある程度の余裕がある場合において、各部（局）から一部の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。
2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害警戒本部又は災害対策本部で参集決定 ➤ 配備人員は各部で指名 	中規模又は大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、各部（局）から1号配備の約3倍の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。
3号配備	全職員	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が総力をあげて災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。

(4) タイムライン

台風の接近（台風以外の大雨の場合は「大雨注意報の発表」）から避難情報の解除までの流れと、これに対応する吹田市（本部）・行政（緊急防災要員・市職員）・地域（市民・避難行動要援護者等）の主な行動内容は、次ページ〈避難情報等の発令、解除に係る関係機関等の行動予定表（タイムライン）〉に示す。

避難情報の適切な発令と指定緊急避難場所の円滑な開設のため、次頁に示す避難情報の発令に関わる行動内容のうち、①から⑩に記載の項目については、全てのエリアで共通した行動が実施できるよう、吹田市（本部）・行政（緊急防災要員・市職員）・地域（自主防災組織・市民・避難行動要援護者等）との間で情報の共有を徹底する必要がある。

＜避難情報等の発令、解除に係る関係機関等の行動予定表（タイムライン）＞



2.7 災害情報の把握

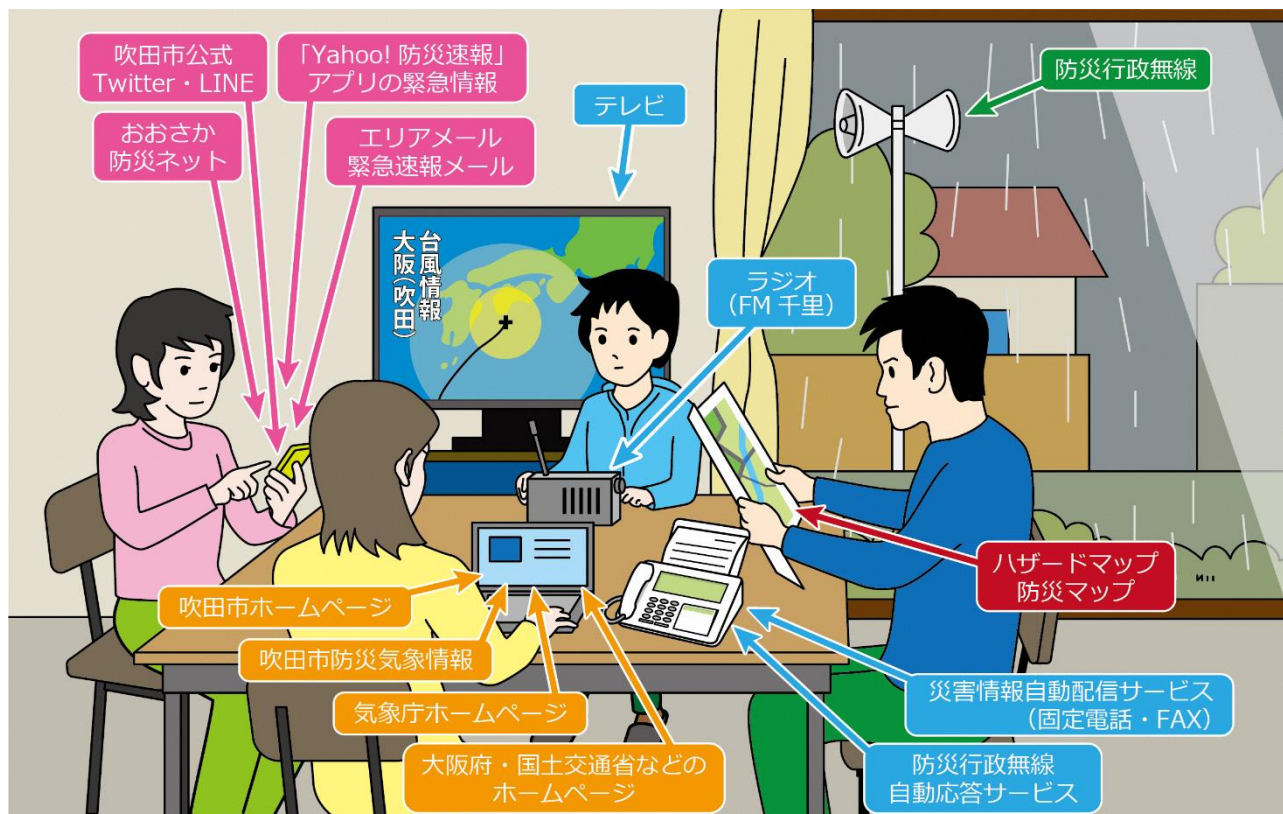
(1) 避難情報の伝達

吹田市では、避難情報を発令する場合は、緊急速報メール（エリアメール※）、吹田市防災行政無線、防災行政無線自動応答サービス、「固定電話」や「FAX」への災害情報自動配信サービス（登録制）、吹田市ホームページ、吹田市防災気象情報、おおさか防災ネット、テレビ放送、SNS（吹田市公式 Twitter、LINE、Yahoo!防災速報アプリ）、ラジオ放送（FM 千里など）、広報車による広報といった多様な媒体を用いて、情報伝達をすることとしている。

一方で、情報を受けるための各媒体には、以下のような課題もあることから、各自が必要に応じて複数の媒体から情報を得るように平時から準備しておくことが必要となる。


- ・携帯電話の一部には緊急速報メールを受信できないものがある
- ・SNS やおおさか防災ネットは事前の登録が必要である
- ・緊急速報メールには字数制限（200 文字以内）があるため、迅速な避難情報の発信にあたっては、きめ細やかな情報提供が難しい
- ・停電が発生した場合には、テレビやパソコンでインターネットを見ることができない。

なお、避難情報を確実に伝達する必要がある自主防災組織に対しては、要配慮者利用施設等の管理者、避難行動要支援者に対しては、市が独自に整備したプッシュ型の災害情報自動配信サービス（登録制）を活用し、あらかじめ登録された方法（固定電話又は FAX）で情報を伝達している。



※「エリアメール」は株式会社 NTT ドコモが提供する緊急速報メール



<防災情報入手先>

種類	情報入手先	ホームページアドレス (検索方法)
防災 気象 情報		気象庁のホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html
		気象×水害・土砂災害情報マルチモニタ（川の防災情報） https://www.river.go.jp/portal/?region=80&contents=multi
—		地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ） https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/
避難 情報		Yahoo!防災速報 https://emg.yahoo.co.jp/
		【吹田市公式 SNS】吹田市役所 Twitter https://twitter.com/SuitaCity_Osaka
		【吹田市公式 SNS】LINE 友だち追加は左の QR コードから！
		おおさか防災ネット ホームページ http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html
		おおさか防災ネット 防災情報メール登録 左の QR コードを読み込んでメールを送信
	—	緊急速報メール 各携帯電話会社のホームページで確認 ・ NTT ドコモ https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/ ・ ソフトバンク https://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/ ・ au https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/ ・ 楽天モバイル https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/emergency-alert-mail/

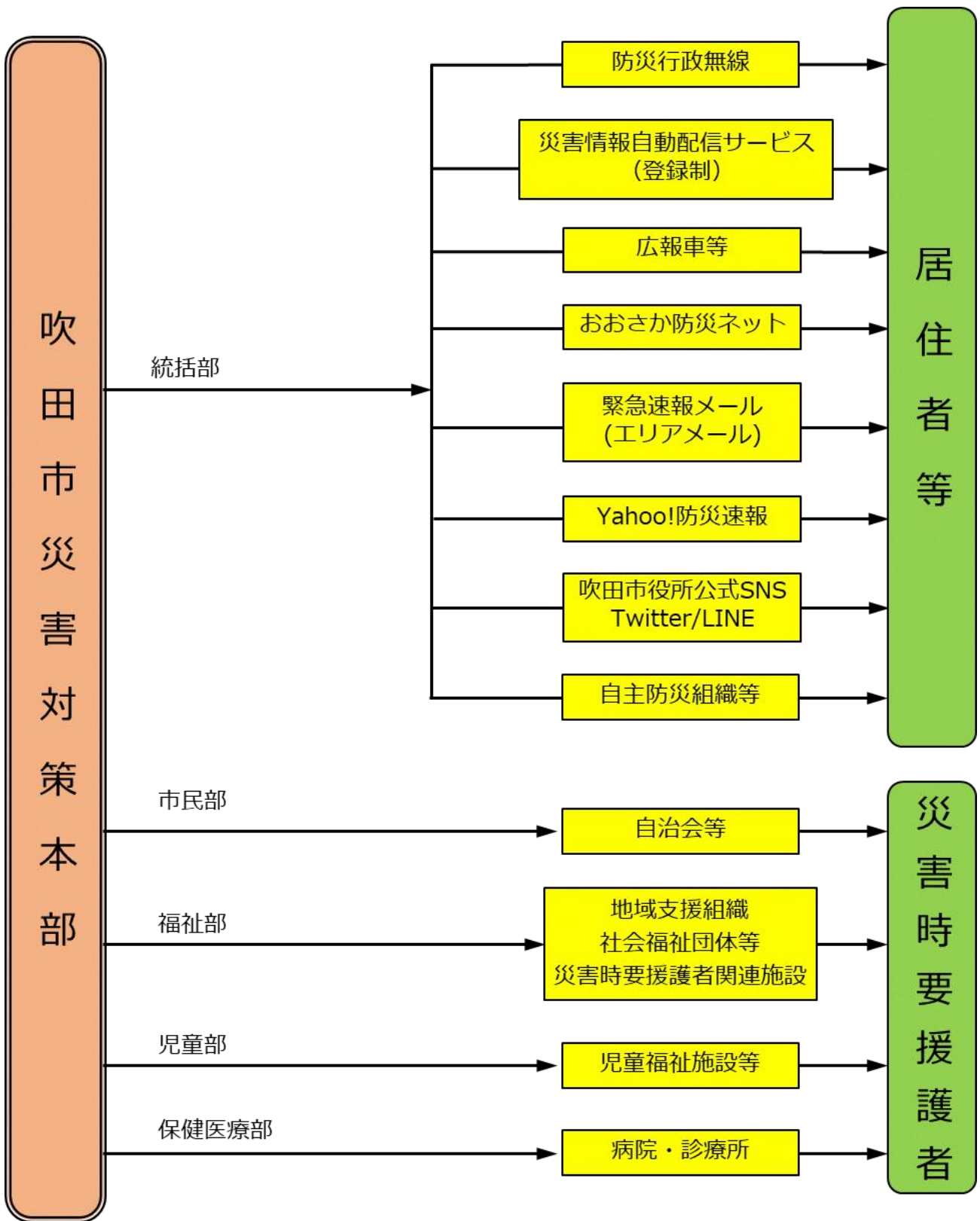
<水害に関する情報の入手先>

種類	情報入手先	ホームページアドレス (検索方法)
洪水水位情報		川の防災情報 https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rwlist?zm=5&type=fldfr&fld=0
		指定河川洪水予報 https://www.jma.go.jp/bosai/flood/
		水害リスクライン https://frl.river.go.jp/
		上の川カメラ画像（大阪府河川室 HP） http://www.osaka-pref-rivercam.info/kita/03.html
洪水害の危険度分布		大雨危険度 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#10/34.633/135.476/&elem=all&contents=warning_level
		浸水キキクル 大雨情報（浸水害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:10/lat:34.785047/lon:135.516357/colordepth:normal
		洪水キキクル 洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
気象情報等		全国の警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/warning/
		吹田市雨量情報 https://suita-city.bosai.info/ui/outer/disaster_reduction_support/table.obs_latest

＜土砂災害に関する情報の入手先＞

種類	QRコード	ホームページアドレス (検索方法)
土砂災害の危険度分布		土砂キキクル 大雨情報（土砂災害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
		大雨危険度 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#10/34.633/135.476/&elem=all&contents=warning_level

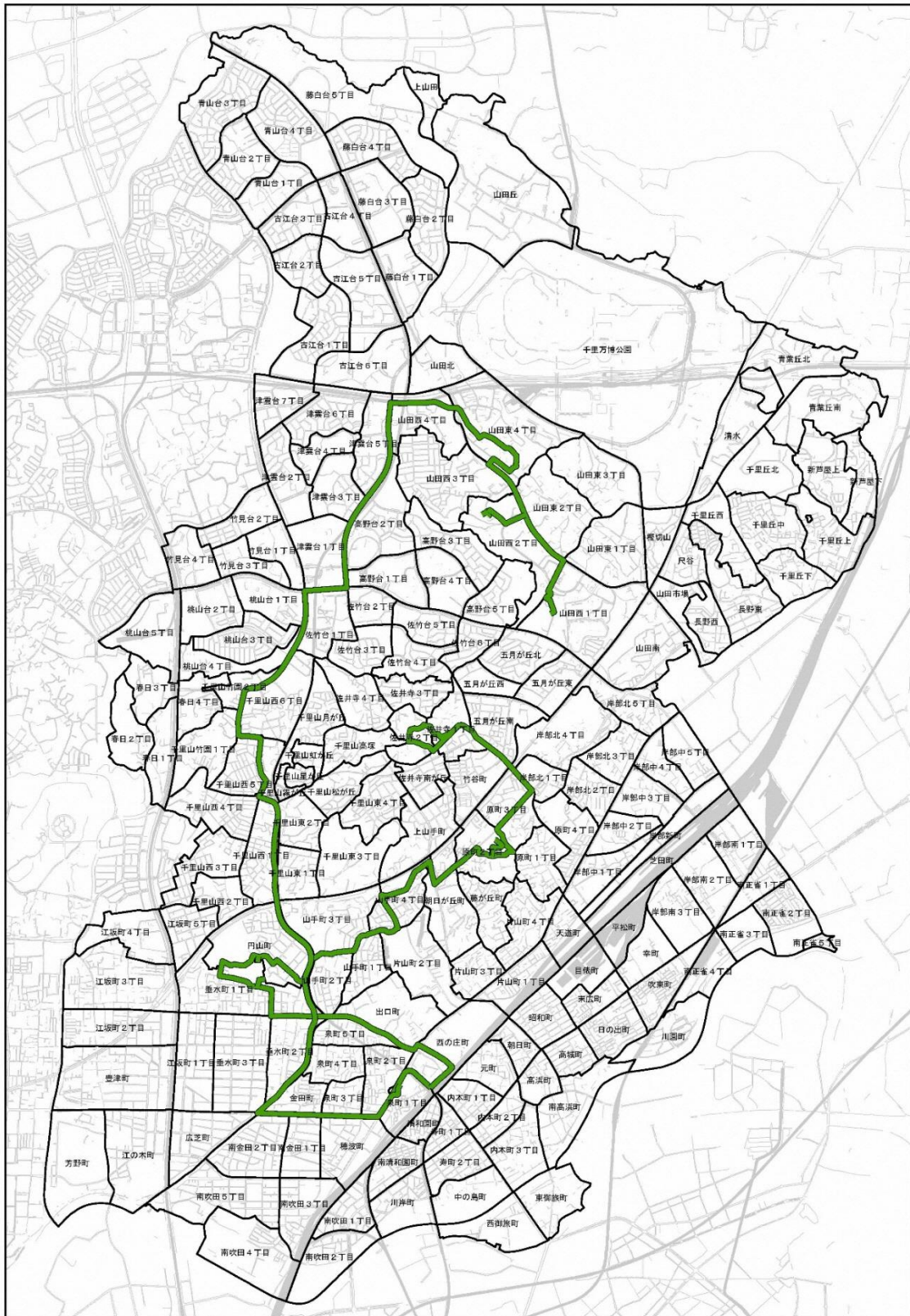
<避難情報の伝達体制>



※「エリアメール」は株式会社NTTドコモが提供する緊急速報メール

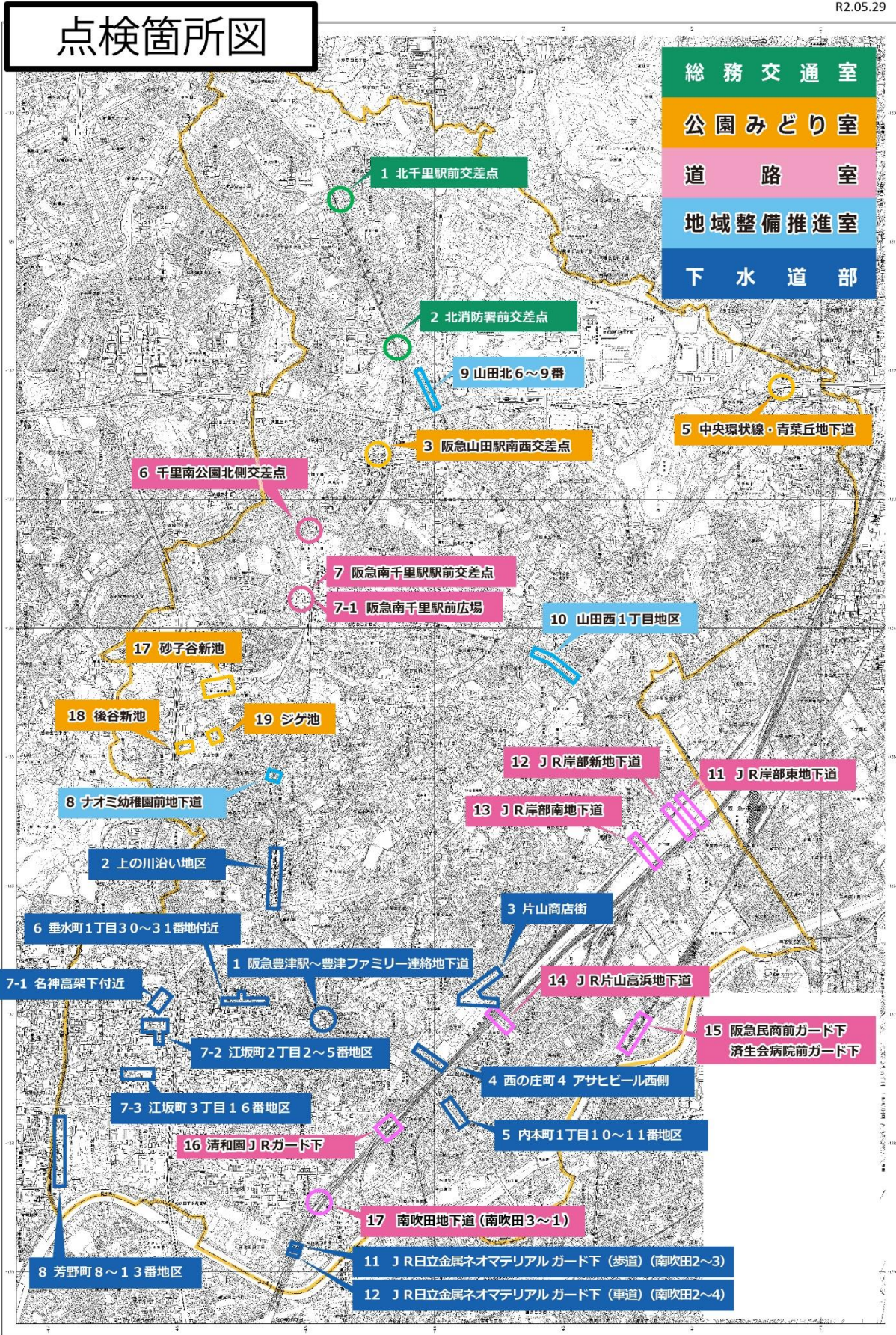
(2) パトロールの実施

都市計画部など各部でパトロールを行う。



土木部及び下水道部は、水害点検（パトロール）を行う。

R2.05.29



2.8 警報・注意報発表基準（大阪管区気象台）

本市に関する警報・注意報の基準は、以下のとおりである。

<警報・注意報発表基準一覧表>

令和3年6月8日現在（発表官署 大阪管区気象台）

吹田市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	北大阪		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	22	
		土壌雨量指数基準	151	
	洪水	流域雨量指数基準	糸田川流域=8.2, 山田川流域=8.5, 高川流域=3.7	
		複合基準*1	山田川流域=(12, 7.6)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準*3		
	洪水	流域雨量指数基準	糸田川流域=6.5, 山田川流域=6.8, 高川流域=2.9	
		複合基準*1	山田川流域=(7, 6.2), 神崎川流域=(10, 20.3)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2		
	低温	最低気温-5℃以下		
霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

*2 気温は大阪管区気象台の値。

*3 土壌雨量指数基準とは、降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化したもの。土壌雨量指数は、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを示す指標として、各地の気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の発表基準に使用されている。（気象庁 HP より）

3 避難情報の発令単位

3.1 避難情報の発令単位

本マニュアルにおいては、水害、土砂災害ともに「町丁目」を単位として避難情報を発令する。

3.2 水害による避難情報の発令対象エリア

水害による避難情報の発令エリアは、河川ごとに（35 頁）に記載のとおりである。

避難情報が発令された場合は、発令対象エリアのうち、居住地が洪水浸水想定区域内に所在する住民等は、居住地の浸水の深さなどに応じた避難行動をとる必要がある。

また、上記の洪水浸水想定区域外に居住する住民等であっても、小河川のはん濫や内水はん濫により、過去に浸水した区域として示されている区域内に居住している場合は、周囲の状況により、避難行動をとることが必要な場合がある。

3.3 土砂災害による避難情報の発令対象エリア

土砂災害による避難情報の発令対象エリアは、土砂災害警戒区域等が所在するエリアで、（47 頁）に記載のとおりである。

避難情報が発令された場合は、発令対象エリアの住民等のうち、居住地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所にある住民は、自らの居住地等の状況に応じた避難行動をとる必要がある。

<災害種別ごとの避難情報の発令単位>

災害種別	避難情報の発令単位
水害	「洪水予報河川」及び「水位周知河川」、「小河川」のはん濫により「浸水が想定される地域」が所在する町丁目
土砂災害	「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」が所在する町丁目

4 避難情報の発令の判断基準

4.1 水害に関する避難情報の発令の判断基準

避難情報は以下の基準を参考に、気象庁の発表する気象予警報（大雨洪水警報、大雨特別警報（浸水害））、今後の気象予測（予想降雨量）、近畿地方整備局・大阪府が発表する水防警報、水位情報（はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位）、さらには、災害対策従事者等の巡視による報告等を**総合的に判断して発令**する。

※水防団待機水位（レベル1）

水防（消防）団が水防活動の準備を始める目安となる水位である。

※はん濫注意水位（レベル2）

住民のはん濫に関する情報への注意喚起や水防団等の出動の目安となる水位である。

※避難判断水位（レベル3）

市長の避難情報発令判断の参考や住民の自主避難の参考となる水位である。

※はん濫危険水位（レベル4）

大雨の時に洪水により河川から越水や溢水のおそれのある水位である。決壊のおそれがあるので、避難中の住民は避難行動を直ちに完了する。避難していない住民は直ちに避難行動に移る。

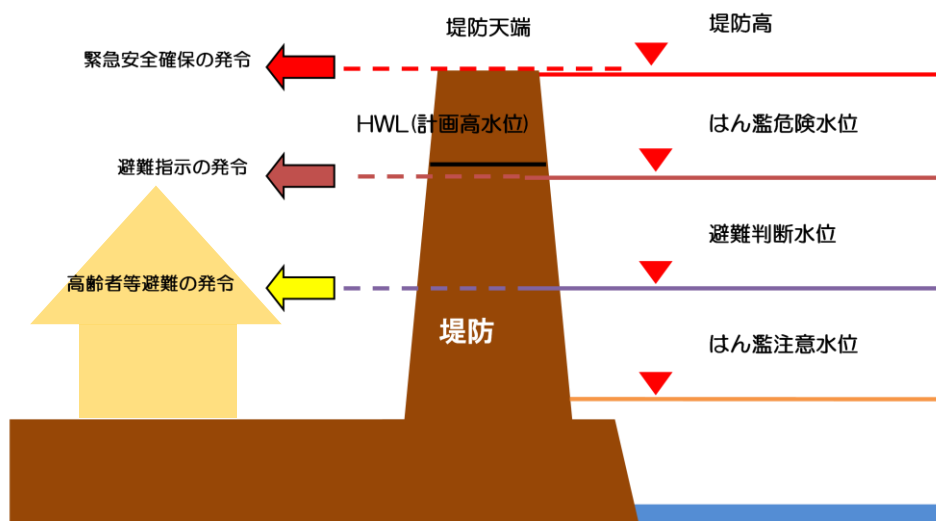
※堤防高

堤防天端の高さを示した数値である。

※HWL（ハイウォーターレベル）

水位計設置地点における堤防等の上端から概ね0.6m 下方の水位を示したもの。

水位周知河川における避難勧告等の発令の判断基準となる水位



＜市域の水害に関わる各河川の水位基準等＞

※洪水予報河川（淀川・神崎川・安威川）

流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国や都道府県が指定した河川で、気象庁と河川管理者（国土交通省・大阪府）との共同により水位や流量の予報が行われる河川

※水位周知河川（高川・山田川）

洪水により相当な損害が生じるものの、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、現状の水位や流量の情報が提供される河川

※小河川（正雀川・糸田川・上の川・三条川・新大正川・正雀川分水路）

洪水予報河川、水位周知河川に該当しない全ての河川

		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	
		—	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	
	(水位観測所) 河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防高	H W L
洪水予報河川	淀川 (枚方)	2.70 m	4.50 m	5.40 m	5.50 m	—	6.36m
	神崎川 (三国)	3.00 m	3.80 m	4.85 m	5.00 m	6.817m	—
	安威川 (千歳橋)	1.25 m	3.25 m	3.65 m	4.00 m	7.567m	—
水位周知河川	高川 (水路橋)	0.75 m	1.50 m	1.55 m	1.60 m	3.600m	—
	山田川 (阪急吹田線)	1.00 m	2.00 m	2.10 m	2.55 m	4.804m	—
その他河川	正雀川 (正雀川新橋)	1.50 m	2.25 m	2.35m	2.80m	3.841m	—
	糸田川 (糸田橋)	—	—	1.753m	1.80m	3.803m	—

＜洪水予報河川・水位周知河川における避難情報等の発令の判断基準＞

区分	洪水予報河川・水位周知河川	
	大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたとき	
避難情報等の発令の判断基準	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている 2. A川のB水位観測所の水位がはん濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇によるはん濫のおそれのある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1. はん濫危険水位に到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2. 水位がはん濫開始相当水位※に到達することが予想される場合 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「はん濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※はん濫開始相当水位：ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位。</p>
	緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. はん濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「はん濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部のはん濫のため発令対象区域を限定する） 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のはん濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） <p>※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

＜その他河川における避難情報等の発令の判断基準＞

区分		その他河川		
河川名		正雀川	糸田川	上の川
避難情報の発令の判断基準	高齢者等避難	洪水警報が発表されたとき 「洪水警報の危険度分布」が警戒（赤） 水位が 2.35m に到達し、さらに上昇が予想されるとき	洪水警報が発表されたとき 「洪水警報の危険度分布」が警戒（赤） 水位が 1.753m に到達し、さらに上昇が予想されるとき	上の川については、上の川調節池への一時貯水などにより明確な判断基準がない。そのため、上の川においては、大阪府ホームページで公表されているカメラ画像や貯留位表示灯により水位情報の周知を図る。
	避難指示	水位が 2.80m に到達したとき 「洪水警報の危険度分布」が警戒（うす紫※1） 水位が 2.35m を超え急激な水位上昇のおそれがある場合	水位が 1.803m に到達したとき 「洪水警報の危険度分布」が警戒（うす紫※1） 水位が 1.753m を超え急激な水位上昇のおそれがある場合	
	緊急安全確保	大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき 水位が堤防高である 3.841m に到達するおそれが高い場合 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 決壊や越水・溢水が発生した場合	大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき 水位が堤防高である 3.803m に到達するおそれが高い場合 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 決壊や越水・溢水が発生した場合	

※1 変更予定あり

※正雀川の避難情報の水位（2.80m）および避難準備・高齢者等避難開始の水位（2.35m）は、「茨木川外におけるはん濫危険水位等の見直しについて（平成 27 年 3 月、大阪府）」による。

※糸田川の避難情報の水位（1.803m）は、堤防高から 2.00m 下方の水位を示したもの。【高川の設定水位を参考にしたもの。】

※糸田川の避難準備・高齢者等避難開始の水位（1.753m）は、避難情報の水位から 0.05m 下方の水位を示したもの。【高川の設定水位を参考にしたもの。】

4.2 土砂災害に関する避難情報の発令の判断基準

本マニュアルにおいては、水害、土砂災害ともに「町丁目」を単位として避難情報を発令する。避難情報等の発令の判断は、以下の基準を参考に、**総合的に判断して発令**する。

<土砂災害による避難情報の発令の判断基準>

区分	避難情報の発令の判断基準		
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
全ての発令対象学区等	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 	<ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の発生が確認された場合 <p>※発令基準例1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

5 避難情報の解除

避難情報等の解除の判断は、以下の基準を参考に、**総合的に判断して発令**するものとする。

5.1 水害に関する避難情報の解除の判断基準

水害により発令した避難情報の解除は、洪水予報河川及び水位周知河川とともに、今後の降雨予測と水位観測所の水位の状況を基に判断する。ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、河川からのはん濫のおそれなくなった時点の基本として、解除を行うこととする。

なお、避難情報の解除後も浸水被害により自宅への帰宅が困難な住民がいる区域においては、当該住民の避難のため、指定緊急避難場所を指定避難所として引き続き活用する。

<水害による避難情報の解除の判断基準>

区分	避難情報の解除の判断基準		
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水予報河川 水位周知河川	水位がはん濫危険水位（レベル4）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については浸水の拡大がみられず、河川のはん濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。		
その他の河川	当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予測されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除する。		

※ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、上記基準によらず、河川からのはん濫のおそれなくなった時点の基本として、解除を行う。

5.2 土砂災害に関する避難情報の解除の判断基準

土砂災害においては、降雨が終わった後しばらくしてから災害が発生するケースがあるため、避難情報の解除は慎重に判断する。

<土砂災害による避難情報の解除の判断基準>

区分	避難情報の解除の判断基準		
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
全ての 発令対象学区等	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わったあとでも発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除する。 一方で土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は、国・府の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。		

5.3 避難情報の解除にあたり留意すべき事項

- 気象台等からの気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことや、土砂災害警戒情報の解除について確認し、現地の状況（崩壊や新たなクラックの有無など）について巡視・点検を行い、水害や土砂災害の前兆現象等がないことを確認する。
- 夜間の場合は翌朝に点検を行う等、現地の巡視・点検にあたっては、巡視者の安全確保に十分注意する。
- 土砂災害や浸水が発生した箇所については、その後の災害発生のおそれがないことを現地で確認する。
- 指定避難場所に避難していた住民が、安全に帰宅できるよう指定避難場所付近の道路状況等についても安全確認したうえで、避難情報の解除を行う。

6 避難を要する区域

6.1 警戒すべき箇所（水害）

吹田市域を流れる河川の内、国土交通省管理の淀川、大阪府管理のその他河川（神崎川、安威川、高川、山田川、正雀川、糸田川、上の川）における想定最大規模降雨(年超過率 1/1,000 以下)による浸水想定区域とする。

6.2 水害により避難を要する区域

避難情報の対象エリアと避難所は、下表のとおりである。なお、避難所への移動がかえって危険な場合は、津波・洪水避難ビル等の近隣の安全な建物や屋内でもより安全な場所へ避難するものとする。市で指定している津波・洪水避難ビルは、巻末資料に掲載する。

<避難情報の対象エリアと避難所（指定緊急避難場所）>

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
岸部南 1～3 丁目 南正雀 1～2 丁目	大阪学院大学	(学)大阪学院大 学	岸部南 2 丁目 36- 1	●		●		●			
岸部南 2 丁目 36- 1			●		●						
南正雀 3～5 丁目	大阪学院大学 大阪学院大学高 等学校	(学)大阪学院大 学 (学)大阪学院大 学	南正雀 3 丁目 13- 1	●		●		●			
幸町、吹東 町、川園町	吹田東小学校 済生会吹田病院	市(学校教育部) 済生会吹田病院	幸町 20-1 川園町 1-2			●		●			
昭和町、未 広町、目依 町、高城 町、日の出 町	吹田第三小学校	市(学校教育部)	高城町 18-39			●		●			
高浜町、南 高浜町、内 本町 1～3 丁 目	吹田第一小学校	市(学校教育部)	元町 30-35			●		●		●	

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
元町、朝日町	吹田第一小学校	市(学校教育部)	元町 30-35			●		●			
泉町 1~4 丁目	吹田第二小学校	市(学校教育部)	泉町 3 丁目 15-18			●		●		●	
泉町 5 丁目、金田町、西の庄町	吹田第二小学校	市(学校教育部)	泉町 3 丁目 15-18			●		●		●	
寿町 1~2 丁目、清和園町、南清和園町、川岸町、中の島町	吹田第六小学校	市(学校教育部)	南清和園町 43-1			●		●		●	
西御旅町、東御旅町	吹田第六小学校	市(学校教育部)	南清和園町 43-1	●				●			
南吹田 1~2 丁目	吹田南小学校	市(学校教育部)	南吹田 5 丁目 12-1			●		●		●	
南吹田 3、5 丁目、穂波町、南金田 1~2 丁目	吹田南小学校	市(学校教育部)	南吹田 5 丁目 12-1			●		●		●	
南吹田 4 丁目	吹田南小学校	市(学校教育部)	南吹田 5 丁目 12-1			●		●		●	
垂水町 1 丁目	豊津第一小学校	市(学校教育部)	江坂町 1 丁目 15-42					●	●	●	
垂水町 2 丁目	豊津第一小学校	市(学校教育部)	江坂町 1 丁目 15-42					●		●	
垂水町 3 丁目、江坂町 1 丁目、広芝町	豊津第一小学校	市(学校教育部)	江坂町 1 丁目 15-42					●	●	●	
豊津町、江の木町	豊津第二小学校	市(学校教育部)	江坂町 2 丁目 5-1					●	●	●	

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
江坂町 2 丁目	豊津第二小学校	市(学校教育部)	江坂町 2 丁目 5-1					●	●	●	
江坂町 3 丁目	江坂大池小学校	市(学校教育部)	江坂町 3 丁目 13-1					●	●		
江坂町 4 丁目	江坂大池小学校	市(学校教育部)	江坂町 3 丁目 13-1								
芳野町	大阪府立吹田支援学校	府	芳野町 13-120					●	●	●	
岸部北 4～5 丁目、山田南	岸部第二小学校	市(学校教育部)	岸部北 4 丁目 12-1			●					
長野西	南山田小学校	市(学校教育部)	千里丘西 9-1								
山田市場、山田西 1 丁目	山田第五小学校	市(学校教育部)	山田西 1 丁目 6-1			●					
五月が丘北、五月が丘東	東佐井寺小学校	市(学校教育部)	五月が丘西 4-1			●					
山田東 1～2 丁目	山田第一小学校	市(学校教育部)	山田東 2 丁目 33-2			●					
山手町 2～3 丁目	山手小学校	市(学校教育部)	山手町 2 丁目 15-43								●
千里山東 1～2 丁目	千里第二小学校	市(学校教育部)	千里山松が丘 25-1								●
春日 1～3 丁目	千里新田小学校	市(学校教育部)	春日 4 丁目 10-1						●		
千里山西 1 丁目、円山町	千里第三小学校	市(学校教育部)	千里山西 2 丁目 13-1								●
青葉丘南、新芦屋下	東山田小学校	市(学校教育部)	青葉丘南 15-10			●					
岸部中 1～5 丁目	岸部第一小学校	市(学校教育部)	岸部中 2 丁目 19-1			●					
岸部新町	岸部第一小学校	市(学校教育部)	岸部中 2 丁目 19-1			●					

避難の対象 エリア (町丁目)	開設する避難所	所管	所在地	淀川	安威川	山田川	正雀川	神崎川	高川	糸田川	上の川
古江台5丁目	古江台小学校	市(学校教育部)	古江台5丁目 6-1			●					
檜切山	南山田小学校	市(学校教育部)	千里丘西9-1			●					
高野台5丁目	高野台小学校	市(学校教育部)	高野台2丁目16- 1			●					
佐竹台6丁目	佐竹台小学校	市(学校教育部)	佐竹台4丁目 12-1			●					
芝田町	岸部第一小学校	市(学校教育部)	岸部中2丁目 19-1			●					
天道町	千里第一小学校	市(学校教育部)	片山町4丁目 32-10			●					
藤白台1丁目	藤白台小学校	市(学校教育部)				●					
平松町	吹田東小学校	市(学校教育部)				●					
片山町1丁目	千里第一小学校	市(学校教育部)				●					

※浸水深が浅い箇所においても、屋内安全確保（屋内での上階への避難）または指定緊急避難場所等への自主避難を行うなどの自身の安全確保を行う。

※青葉丘南および新芦屋下は、茨木市の大正川による洪水リスク表示図のエリアに該当するため、茨木市と連携して避難情報を判断し、避難に関する情報を周知する。

6.3 警戒すべき箇所（土砂災害）

吹田市域に関わる土砂災害危険箇所等には、以下のものがある。なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、令和3年9月30日時点のものである。

①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
75箇所	75箇所

土砂災害警戒区域 : 土砂災害により危害のおそれのある土地

土砂災害特別警戒区域 : 土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害防止法に基づき、知事が政令で定める基準に該当するものを指定した区域

※土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域に含まれる内数

②急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
17箇所

急傾斜地崩壊危険箇所:

高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上であり、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、府の調査で抽出された区域

Ⅰ：被害想定区域内に保全人家5戸以上又は、公共施設を含む箇所

Ⅱ：被害想定区域内に保全人家を1～4戸含む箇所

Ⅲ：被害想定区域内に保全人家はないが、今後新規の住宅立地が見込まれる箇所

③本マニュアルで「避難を要する地域」として対象とする箇所

土砂災害警戒区域	急傾斜地崩壊危険箇所	計
53箇所	12箇所	65箇所

※急傾斜地崩壊危険箇所のうち、土砂災害警戒区域に指定されている箇所は対象外とする。

6.4 土砂災害により避難を要する区域

(1) 避難を要する区域

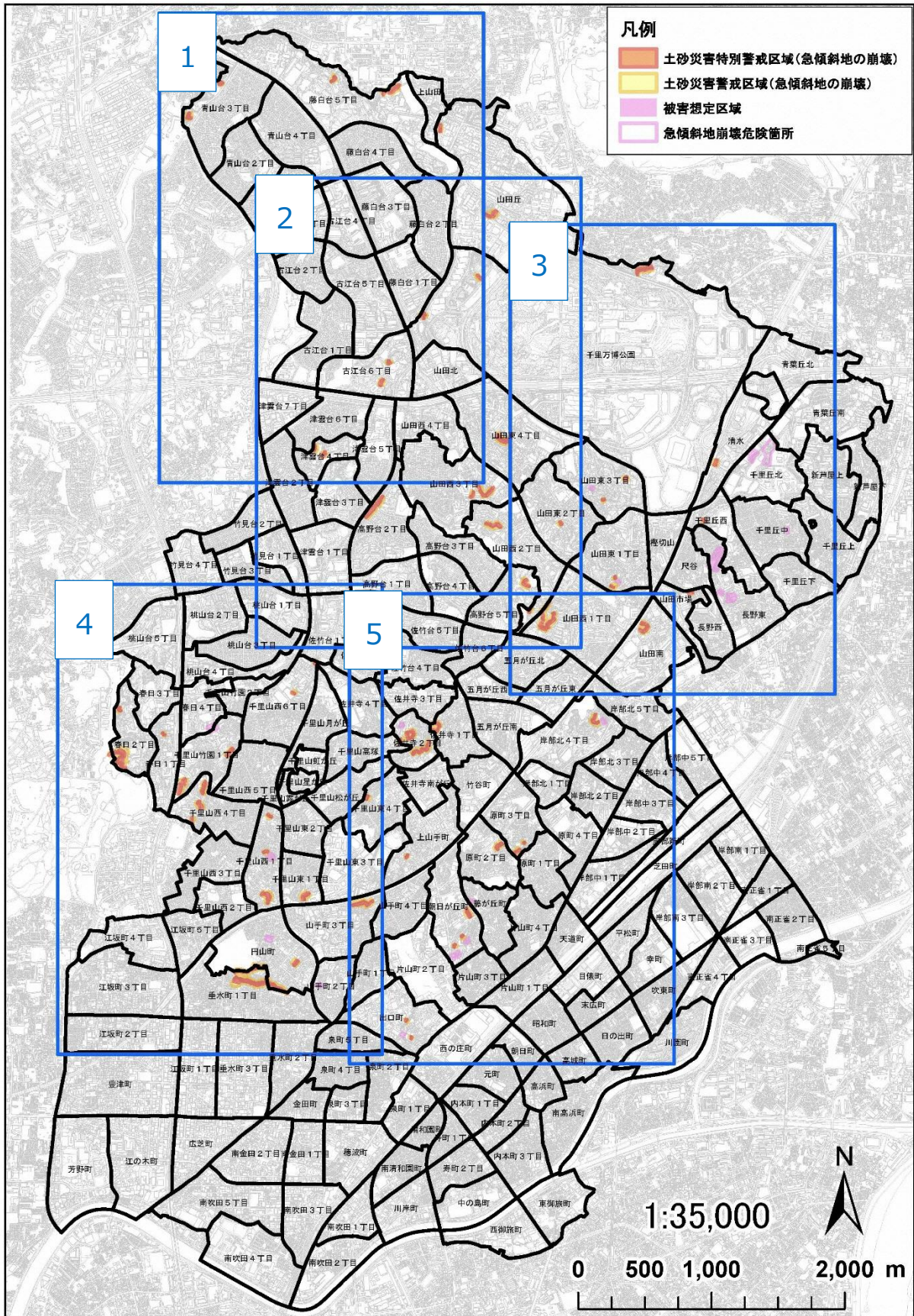
土砂災害の避難を要する区域は、大阪府により指定された土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を原則とし、加えて崩壊土砂の到達範囲を考慮して避難を要する区域とする。

なお、土砂災害避難計画の詳細図は、巻末資料へ示す。

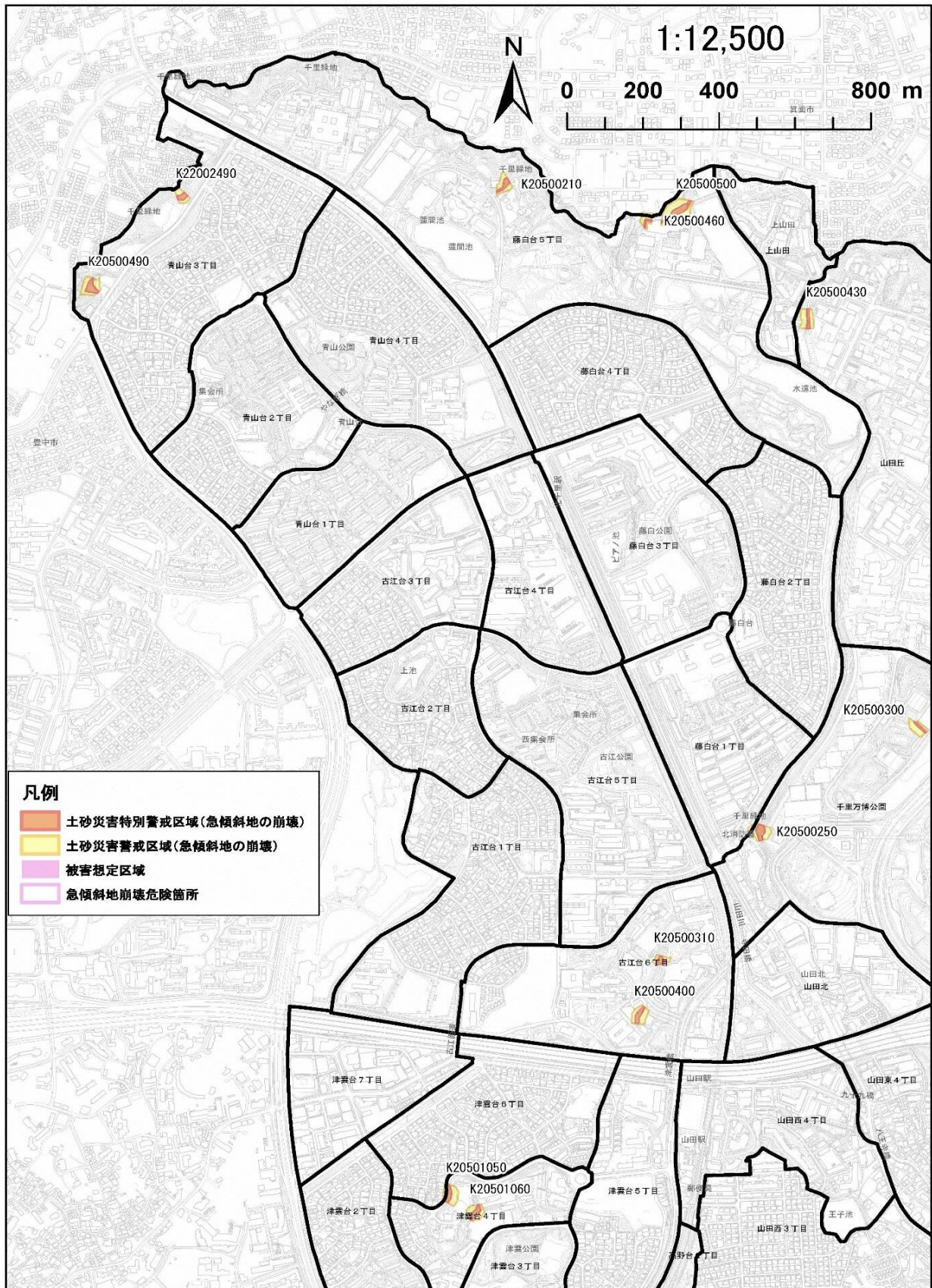
(2) 孤立が予想される箇所

吹田市では、孤立が想定される箇所は存在しない。

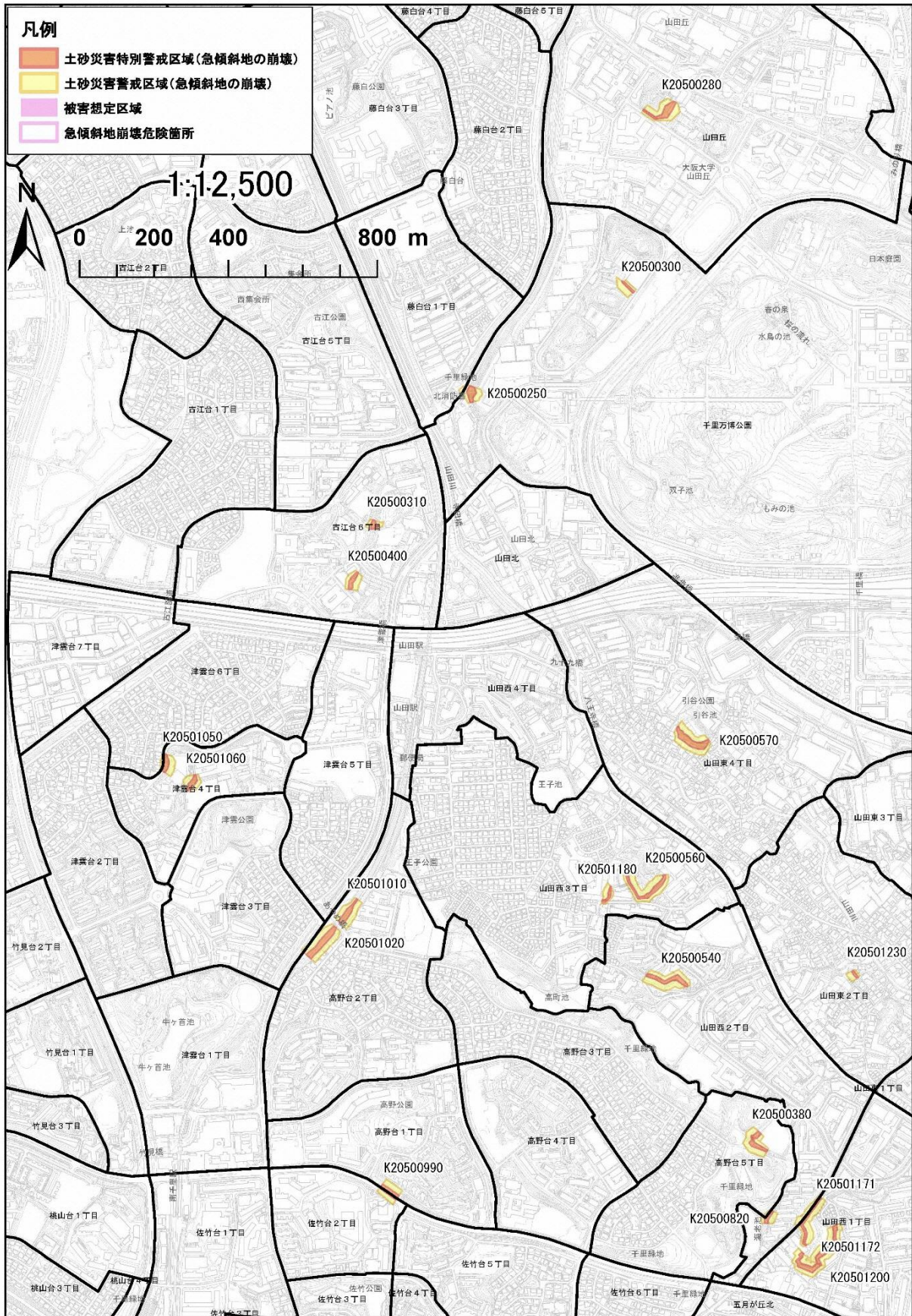
＜避難を要する区域＞



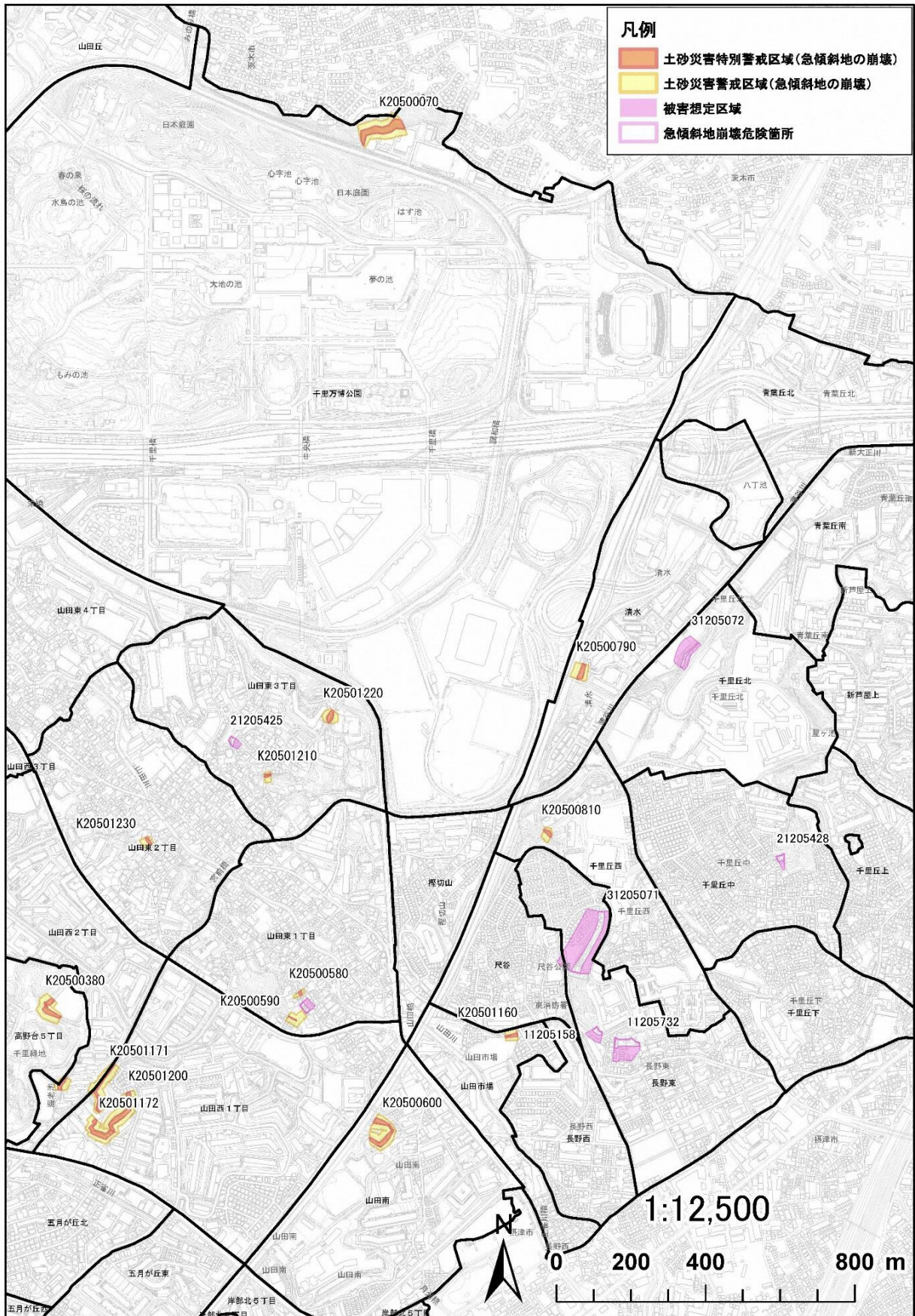
＜避難を要する区域（詳細位置図①）＞



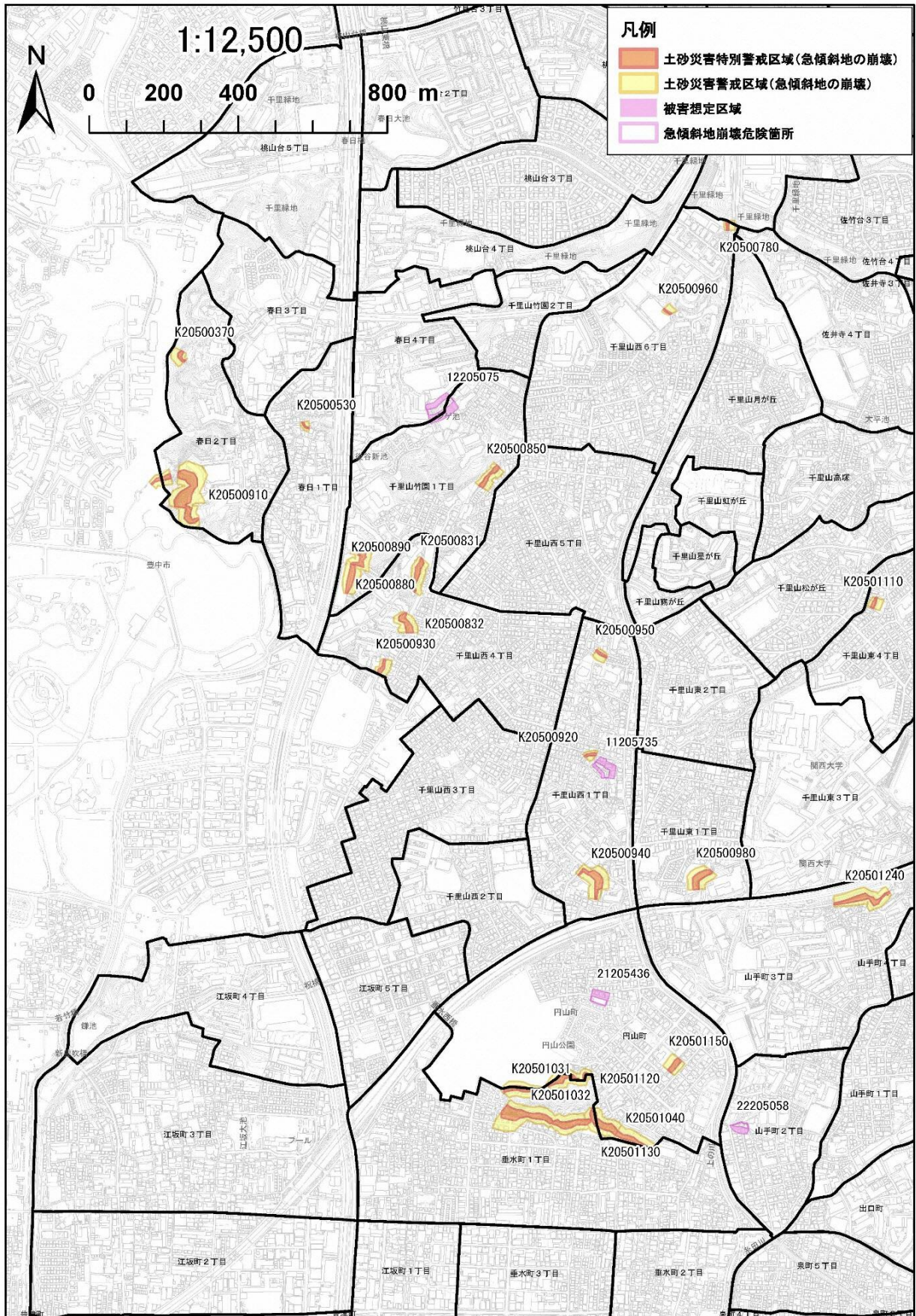
＜避難を要する区域（詳細位置図②）＞



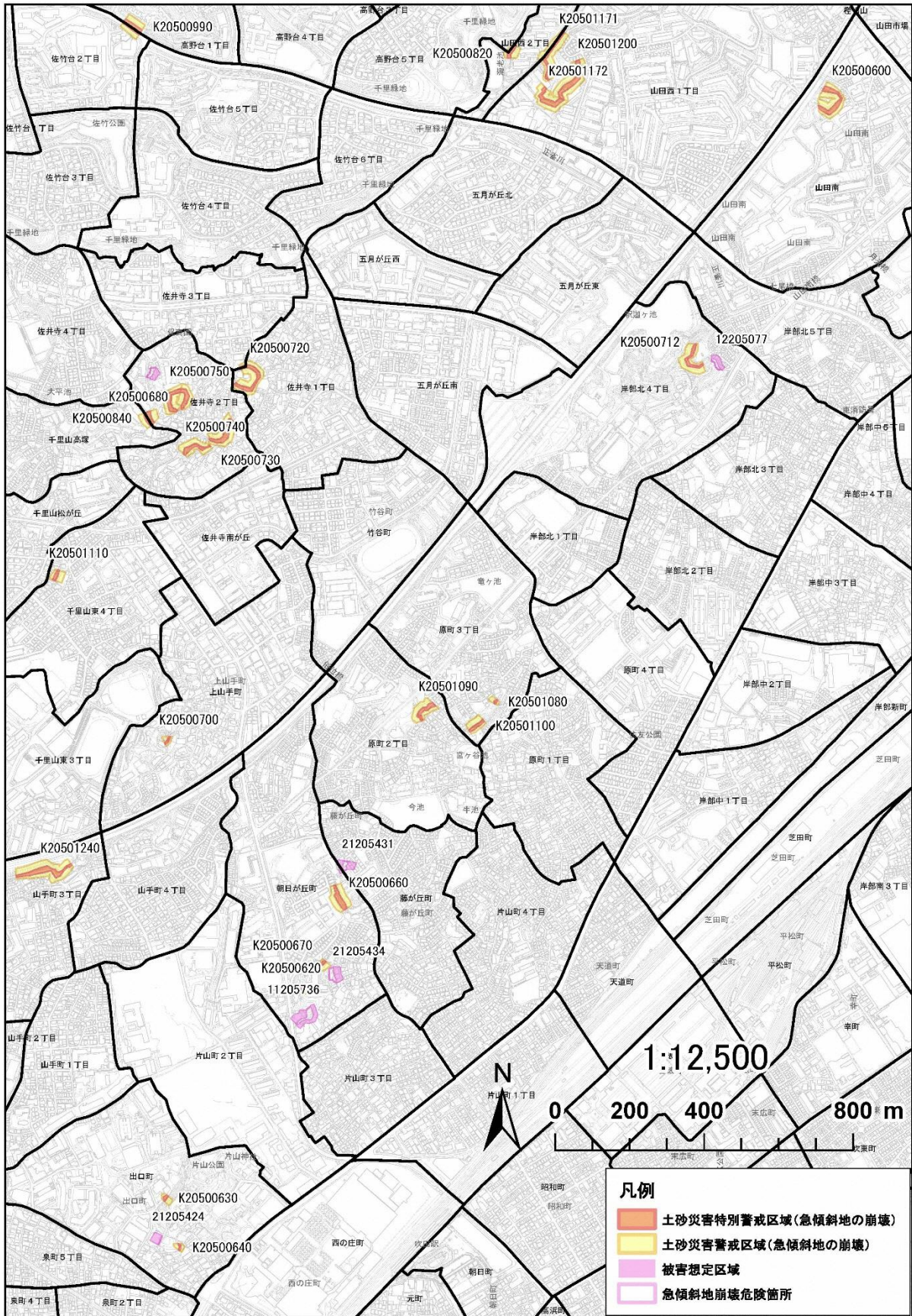
<避難を要する区域（詳細位置図③）>





<避難を要する区域（詳細位置図④）>



<避難を要する区域（詳細位置図⑤）>



＜避難情報の対象エリアと避難所（指定緊急避難場所）＞

種類	QRコード	ホームページアドレス (検索方法)
指定区域 土砂災害		吹田市の土砂災害防止法の指定区域 75 箇所詳細 https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_suitasi.html
気象情報		吹田市雨量情報 https://suita-city.bosai.info/ui/outer/disaster_reduction_support/table.obs_lates_t

避難を要する区域		保全対象		避難所 (指定緊急避難場所)
所在地	箇所番号	保全 人家	避難 者数	
円山町	K20501150・K20501120・K20501130・ 21205436	19	44	千里第三小学校
原町 2 丁目	K20501090	8	20	千里第一小学校
原町 3 丁目	K20501080・K20501100	4	10	千里第一小学校
高野台 2 丁目	K20501020・K20501010	5	10	高野台小学校
佐井寺 1 丁目	K20500720	11	29	佐井寺小学校
佐井寺 2 丁目	K20500740・K20500730・K20500680・ K20500750・ 21205438	36	71	佐井寺小学校
山手町 2 丁目	22205058	4	8	山手小学校
山手町 3 丁目	K20501240	9	18	山手小学校
山田西 1 丁目	K20501171・K20501200・K20501172	12	27	山田第三小学校
山田西 2 丁目	K20500540・K20500820	4	9	西山田小学校
山田西 3 丁目	K20500560・K20501180	4	9	西山田小学校
山田東 1 丁目	K20500580・K20500590	7	17	山田第三小学校
山田東 2 丁目	K20501230	1	2	山田第一小学校
山田東 3 丁目	K20501210・ 21205425	9	23	山田第一小学校
山田東 4 丁目	K20500570	11	24	山田第一小学校
山田南	K20500600	7	15	山田第五小学校
出口町	K20500640・ 21205424	5	11	吹田第二小学校

避難を要する区域		保全対象		避難所 (指定緊急避難場所)
所在地	箇所番号	保全 人家	避難 者数	
春日 1 丁目	K20500530	3	6	千里新田小学校
春日 2 丁目	K20500910	3	8	千里新田小学校
春日 4 丁目	12205075	2	5	千里新田小学校
上山手町	K20500700	1	2	片山小学校
垂水町 1 丁目	K20501032・K20501040・K20501130	12	23	豊津第一小学校
千里山高塚	K20500840	2	5	佐井寺小学校
千里山西 1 丁目	K20500950・K20500920・K20500940 11205735	24	48	千里第三小学校
千里山西 4 丁目	K20500930・K20500832・K20500831	10	22	千里第三小学校
千里山竹園 1 丁目	K20500890・K20500880	3	7	千里第三小学校
	K20500850・12205075	10	24	千里新田小学校
千里山東 4 丁目	K20501110	3	7	千里第二小学校
朝日が丘町	K20500660・K20500670・K20500620・ 11205736・21205434	16	35	片山小学校
津雲台 4 丁目	K20501060・K20501050	1	2	津雲台小学校
千里丘中	21205428	1	2	南山田小学校
千里万博公園	K20500070	3	4	北山田小学校
長野東	11205732	10	26	南山田小学校
山田丘	K20500280・K20500430	5	12	藤白台小学校
藤白台 5 丁目	K20500210・K20500460・K20500500	3	8	青山台小学校
岸边北 4 丁目	12205077	10	22	岸边第二小学校

※避難者数は、保全人家×町丁目別 1 世帯あたりの人口

※保全人家は、図上で計測

※赤字は急傾斜地崩壊危険箇所

7 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に
応じ必要な情報を加え、かつ、住民が短時間に内容を認識できる情報量も考慮しながら、以下を参考
に伝達例文やひな形を作成する。

※情報伝達の際に留意すべき事項

- 発令に至った理由（状況）を簡潔に伝達すること
- 避難に支障となる事象が発生している場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も合わせて伝達すること
- 開設している避難所を伝達すること
- 指定された避難所等に避難することが、必ずしも適切な場合ばかりではなく、夜間や暴風の際には、自宅内の比較的安全と思われる部屋等への避難（屋内安全確保）や洪水時に、近隣建物の高層階への避難（垂直避難）の方が適切な場合があることに留意すること

避難情報の伝達文例は、以下のとおりとし、状況や伝達先に応じた伝達手段を用いて、災害の危険性や現在の状況を伝達する。

(1) **水害時**における伝達文の例

① 高齢者等避難

文例 1-1

- 警戒レベル3！警戒レベル3！「高齢者等避難」発令。
- こちらは吹田市です。
- ○川の水位の上昇により、災害のおそれのある警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、○○小学校へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

② 避難指示

文例 1-2

- 警戒レベル4！警戒レベル4！「避難指示」発令。
- こちらは吹田市です。
- ○川の水位がはん濫のおそれが高い水位に到達したため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の方は、直ちに○○小学校へ避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

③ 緊急安全確保

文例 1-3

- 警戒レベル5！警戒レベル5！「緊急安全確保」発令。
- こちらは、吹田市です。
- ○川が増水し水位がすでに堤防を越えはん濫しているおそれがあります。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- 未だ避難していない方は、直ちに命を守る行動を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
(* 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)
- ○○地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

(2) 土砂災害時における伝達文の例

① 高齢者等避難

文例 2-1

- 警戒レベル3！警戒レベル3！「高齢者等避難」発令。
- こちらは吹田市です。
- ○時○分に吹田市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、○○地域の○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地域の○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、○○小学校へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

② 避難指示

文例 2-2

- 警戒レベル4！、警戒レベル4！「避難指示」発令。
- こちらは吹田市です。
- 吹田市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○○地域の○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル3「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、○○小学校へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- ○○道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

③ 緊急安全確保

文例 2-3

- 警戒レベル5！警戒レベル5！「緊急安全確保」発令。
- こちらは吹田市です。
- ○○地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○○地域の○○地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。

- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。

(3) 要配慮者利用施設向け 伝達文の例

① 高齢者等避難

文例 3-1

- こちらは吹田市です。
- ○○地区に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 各施設の避難確保計画に従って、要配慮者の方をあらかじめ決めた避難所（指定緊急避難場所）へ避難誘導および支援行動を開始してください。
- 避難確保計画が無い施設の方については、○○小学校へ避難誘導をしてください。

② 避難指示

文例 3-2

- こちらは吹田市です。
- ○○地区に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- スタッフ等を含めた施設内の全ての方を、あらかじめ決めた避難所（指定緊急避難場所）への避難誘導を開始してください。
- 避難確保計画が無い施設の方については、○○小学校へ避難誘導をしてください。
- 避難所（指定緊急避難場所）への避難がかえって危険な場合は、近隣の安全な場所や、屋内の高いところに避難してください。
- 斜面に面した建物については、斜面から離れた部屋へ避難するようにしてください。

③ 緊急安全確保

文例 3-3

- こちらは、吹田市です。
- ○○地区に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに命を守る行動を開始してください。
- 外が危険な場合は、要配慮者の方を屋内の高いところに避難誘導してください。
- 斜面に面した建物については、斜面から離れた部屋へ避難するようにしてください。

(4) **避難情報の解除** 伝達文の例

避難情報の解除

文例

- 吹田市からのお知らせです。
- ○時○分をもって○○地域に発令していた○○情報を解除します。
- あわせて開設していた避難所についても閉鎖します。

8 避難情報の空振り時の対応について

避難情報を発令し、避難場所へ避難したにも関わらず、空振りするケースが十分起こりうる。避難した住民の中には、相当な苦勞を伴って避難場所にたどり着いた方もいることが考えられ、こういった方々に対して、下記の例に示す項目について可能な限り十分な説明を行い、空振りケースへの理解を求めると共に、早期避難の重要性を確認し、更なる防災意識の向上を図る必要がある。

- ① 避難情報を発令した時点での気象状況（水位、雨量の実況値及び予測値について）
- ② 避難情報の発令を判断した理由
- ③ 溢水、土砂崩れ等の被害が発生しなかった理由
- ④ 溢水、土砂崩れ等が発生していた場合に想定された被害予想
- ⑤ 次回の避難行動に向けた反省点
- ⑥ 早期避難の重要性とより一層の推奨
- ⑦ 地域の防災リーダーとして活躍されることをお願い

< 「見送り」より「空振り」 >

元国民保護・防災部長 室田 哲男は次のように述べている。

災害時において、被害情報は「被災地の市町村が調査・収集→都道府県で取りまとめ→国」というルートで集められる。このため、東日本大震災発災時のように、庁舎が損壊し職員が被災するなどにより市町村の行政機能が大きく損なわれた場合、当然のことであるが被害情報は発信されないことになる。すなわち、大災害においては、「被害情報が無いところほど被害が大きい」ということが起こりうる。（中略）

しかし、災害応急対応、特に人命救助には、一刻の猶予も許されない場合が多い。情報が極めて限られる中でも、早急な判断を求められる場面も必ず出てこよう。

米国では、こうした場合における危機管理のトップに立つ者の行動原理として

- 疑わしいときには行動せよ
- 最悪事態を想定して行動せよ
- 空振りは許されるが見逃しは許されない

という三つの原理（プロアクティブの原則）があるという。

東日本大震災の発災後、「想定外」という言葉が頻繁に用いられたが、こういう時こそ、この三つの原理を貫徹することが重要である。（中略）

一方で、発生の確度が低い段階で避難勧告・指示や命を守る行動の呼びかけを行えば、その分「空振り」が多くなってしまう。このため、住民に「どうせ当たらない」ときちんと受け止めてもらえず、具体的な行動につながらなくなるおそれがある。

「どのタイミングで避難勧告（※）等を行うか」は非常に悩ましい問題であるが、時機を失してしまい、「見送り」や「手遅れ」になることは許されない。（中略）

結果として災害が起こらなかった場合でも、「空振りで良かった」と捉える考え方が、住民と市町村の間で共有・定着していくことが望まれる。

※災害対策基本法の改正（令和3年5月20日）により、避難勧告と避難指示（緊急）は避難指示へ一本化されました。

出典：室田 哲男、「消防の動き」511号、総務省消防庁、平成25年11月、巻頭言